



平成26年11月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 元 英
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 長 畑 直 史
(TEL. 03-5284-8326)

平成26年12月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する

承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成26年12月期第3四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成26年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成26年12月12日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成25年12月期に計上したテクノ・ラボ(株)へのディーゼル発電機の売上(10億5千万円)に係る販売代金が未回収となり平成26年6月に契約解除となった取引について、与信管理や会計処理に疑義が生じました。

そのため、当社は、平成26年10月31日に臨時取締役会を招集し、調査委員会を設置の上、本件疑義について、専門的及び客観的な見地から、当該取引及びその他与信管理や会計処理に疑義のある取引に関し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な与信管理及び会計処理の検討及び再発防止策の策定を行うことが必要であるとの結論に至りました。また、有限責任監査法人トーマツからも、疑義のある取引等について適切な調査を求められました。

こうした見解から平成26年11月7日、社外監査役2名並びに社員2名及び当社と利害関係のない弁護士1名から構成される社内調査委員会を設置し、取引先の与信管理や取引審査について過去の取引も含めた、取引に至る手続の検証と事実関係の調査を行うことといたしました。

さらに当該調査委員会の調査結果を踏まえて、平成25年12月期決算並びに平成26年12月期第1四半期決算及び第2四半期決算への影響の有無も含めて確認し、適正な会計処理の検討を行った上で第3四半期決算手続き及び開示書類の作成を行うこととなりました。

なお、本日、当該調査委員会の調査結果報告を受けており、また当該調査結果報告を有限責任監査法人トーマツにも提出しておりますが、有限責任監査法人トーマツのレビュー報告書付の平成26年12月期第3四半期報告書の提出にはしばらくの時間を要する見込みとなったことから、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限である11月14日までに第3四半期報告書の提出が難しいと判断いたしました。

株主様及び取引先をはじめ関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上